

公立学校施設等の整備に関する提言

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設等の耐震化事業及び耐震補強事業と同一棟の改修工事等を一体的かつ計画的に推進できるよう、必要な財源を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。
特に、補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。
2. 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。
また、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。
3. 学校 I C T 環境整備について、十分な財政措置を講じること。また、校務支援システム整備等に対する財政措置を拡充するとともに、当該システムの標準化について検討すること。
4. 国有の学校用地については、無償譲渡または無償貸付とし、改築承諾料の徴収を廃止すること。また、統廃合によって学校の用に供さなくなった用地については、無償または大幅に減額したうえで、都市自治体に譲渡すること。
5. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。
6. 小中学校の統廃合等に伴う経費について、地域の実態を踏まえ、財政措置の拡充を図ること。
7. 社会教育施設等の耐震化事業等について、財政措置の拡充を図ること。
8. 東日本大震災関係について

- (1) 公立社会教育施設について、災害復旧が完了するまでの間、必要な財政措置を講じること。
- (2) 学校施設の高台移転に際しては、防災機能等を備えた施設として整備できるよう、必要な財政措置を講じること。